

第10章 学 内 改 革

第1節 学内改革問題の検討

学園紛争によって提起された諸問題をかかえ、現行規程によって学長選挙を行えないという事態の中で、香月学長事務取扱は、6月27日次の要旨の談話を発表した。

- (1) 4月10日以降進めてきた学長選挙手続きは、すべて白紙にもどす。
- (2) 正式な学長選出のための段階的措置として、学生参加問題を含め、現行諸規程を再検討する。
- (3) 本部封鎖解除のため全力を尽す。

7月2日の評議会においては、学内改革のための準備手続きについて検討がなされた。

その内容と、その後の審議経過を辿ってみたい。

先ず改革の基本方向としては、学内に高まっている改革への要望をふまえて、各層の意見が自主的な形で成案に固まってゆくことが望ましいが、それにはきっかけが必要である。

そのきっかけを作る準備として、評議会は、改革準備委員会と、いくつかの専門委員会を設け、更にはその誘い水の役として評議員の中から世話人を選ぶことを決定した。

7月9日、5名の世話人が選ばれ、討議した結果、改革の推進には評議会が中心となるべきではなく、各部局よりの代表者による代表者会議が作られ、それに指導を委

第1節 学内改革問題の検討

ねることが望ましいとの結論に達した。

この結論にもとづいて各部局から2名ずつの代表者が選ばれたのである。

8月13日、第1回代表者会議が開かれ、出席者21名、議長には、腐敗研究所の宮木教授が選ばれた。

議題は、(1)学長事務取扱という現段階で、どの程度まで改革に取り組むか、(2)代表者会議の性格や位置づけをどのようにすべきか、であった。

これらについての多数意見は、次の通りである。(1) これらは、代表者会議の活動自体の中で、自主的に決定されてゆく。(2) 代表者の選出は、各部局の特性に応じ、それぞれの判断に任せ、画一的に決めない。(3) 専門委員会の種別は、①学長制度②大学運営諸規程 ③学内諸問題 ④学生の地位・参加の4の種類とする。(4) 各部局で8月20日までに委員の選出を行う。

次いで、8月22日に、専門委員会と改革準備委員会、世話人の合同会議がもたれ、議長には教育学部の飯田教授が選ばれた。

この会議で次のような意見が出された。

(1) 専門委員会はワーキング・グループであり、代表者会議を通じて各部局検討委員と連絡をとる。(2) 専門委員会案は、あくまで教官側の案であり、これに学生側の意見を汲みあげて成案を得ることが望ましい。(3) 改革準備委員会の評議員数は、2～3名が望ましい。(4) 各専門委員会の作業は、9月中に第1次試案作成を目標とする。

8月25日、専門委員会委員長連絡会議が開かれ、正副委員長6名と世話人4名が出席、議長には人文学部の尾吹助教授が選ばれた。

この会議では、次のことが話合われた。

(1) 学長制度委員会は、基本的には学長の任務、学長と評議会との関係、学長選挙への学生参加問題を課題とするが、当面学長選挙制度に焦点を絞る。(2) 諸規程委員会は、差当って評議会・教授会・部局長選考の諸規程を検討する。(3) 学内問題委員会は、自衛官通入学をはじめとする自衛隊と大学の間関係を検討する。(4) 学生の地位・参加委員会は、大学における学生の位置づけと参加の範囲を検討する。(5) 改革準備委員会の構成は、代表者会議より4名、専門委員会4名、評議員2名の比率とする。

翌26日の代表者会議では、次のことが確認された。

(1) 改革推進の主体は、代表者会議にある。(2) 改革準備委員会は、各専門委員会の連絡調整の機能を果たす。(3) 代表者会議・改革準備委員会・専門委員会は、相互に緊密な連絡を保ち、討議の過程で各部局にその結果をフィードバックさせ、学生側の

意見も十分取り入れる。(4) 最終案ができたときは、学長に答申し、これを評議会にはかる。(5) 改革準備委員会の構成は専門委員会委員長会議の案通りとする。そして代表者会議の議長には、川崎助教授(理学部)、副議長には木内教授(教養部)が選ばれた。

その後、各専門委員会は、約2か月にわたって討議を重ね、10月11日の第2回改革準備委員会でそれらの報告について調整を行い、12月25日の第4回代表者会議において、これを第1次試案として各部局の検討委員会に付託した。

各部局における検討の結果をふまえて、「学長制度」は、2月6日に第3次試案、「学内諸規程」と「学生の地位・参加」は、1月24日に第2次試案がまとめられた。

第2節 学長選挙制度の改革について

学長制度については、ここでは学長選考改革を中心とした「第3次試案」の経過と内容およびそれに対する評議会の検討の経過と結論についてかえりみることにする。

第1次試案が発表されて後、各部局の検討委員会と教授会で検討が行われ、その結果が12月13日の第7回代表者会議にもちよられた。

そこで学長制度・学生の地位参加の両委員会との調整が行われ、1月18日の代表者会議で第2次試案としてまとめられ、それが更に各部局の検討をふまえて、1月31日の代表者会議で第3次試案が作られた。

1. 学長選挙制度の改革についての第3次試案

この試案は、(1) 学長選考についての改革、(2) 学長選挙への学生の参加、(3) 残された問題等について検討がなされている。

(1) 学長選考についての改革案

大学における研究・教育は、外部勢力からの不干渉の保障を基本要件としており、学長の選考が教官の選挙によるのも、この大学の自治の本質にもとづいているからにはかならない。また大学の運営は、学長と教職員・学生の相互信頼関係に基づくべきものであり、その観点から資格者の範囲・手続・学長の任期等が検討されるべきである。

学長選考問題の中で最も重要なものは、選挙資格者の範囲である。

本学では、従来教授・助教授・常勤講師に限られていたのを、新たに助手にも資格を認めるべきである。

第2節 学長選挙制度の改革について

その理由は、助手が大学自治の重要な担い手であり、とくに最近では学問の進展に伴い独自の研究領域を開拓する者が多く、学生の教育にも責任をもち、またそれを望む声も強いとしている。

助手への資格付与に伴って、教務職員・事務系職員・教育学部附属学校教員・医学部附属学校教員等の資格が問題となったが、次のように決った。

(a) 教務職員 一部の教務職員は、助手と区別できない役割を果しているが、事情は複雑で、各部局や評議会にこれをゆだねたとしても、困難は残るので、今後の検討事項とし、今回は選挙資格を認めない。

(b) 事務系職員 職員は、管理運営や研究教育の面で側面から援助する重要な役割をもち、大学自治の担い手であるが、人事権の自由が保障されていず、職階制の管理機構の中で上下の命令・服従の系統が整備されていて、自由な選択の行使に多少困難があること等から今回は選挙資格を認めない。

(c) 教育学部附属学校教員 この教員は、文部教官であり、学生の教育指導を実質的に行っている点から、資格を付与すべきであるとの意見も成立つが、学校教育法第58条に大学教員に加えられていないし、またその意思是、教育学部教授である校長を通じて学部長・学部教授会に直結していること等から、今回は選挙資格を認めない。

(d) 医学部附属学校教員 この学校は、学校教育法にいう学校ではなく、また教員も直接大学の研究教育に関係していないことから、今回は選挙資格を認めない。

以上の選挙資格者の範囲の問題のほか、ここでは、具体的手続きの事項として、(a)選挙期日の公示 (b)学長候補適任者選定 (c)候補となるべき者の推薦方法 (d)候補適任予定者の数 (e)得票同数の場合の取扱い (f)学長の任期 (g)学長への辞職勧告 (h)その他選挙日程・広報・選挙運動・候補者の辞退等の事項について詳細な検討がなされた。

(2) 学長選挙への学生参加

この問題については、学長が大学の代表者であり、大学構成員の意思を反映して選考される要があるという観点から、一般人事と区別して参加を当然のものとしている。

その方法としては、候補適任者選定委員会が、候補適任予定者として7名を選ぶ予備選挙の段階で、学生の信任投票を行い、有資格学生の1/2以上の不信任票が出た場合には、選定委員会はこれを尊重するという方法が取り上げられた。

更に、学生は有資格者の1/2以上の署名によって、教官有権者による信任投票を請求することができるものとされている。

(3) 今後に残された問題

意見の一致をみず、今後の検討に委ねられた問題としては、「総務委員会」(仮称、後述第3節1参照)と学長の関係、事務系職員・教務職員等の取扱い、選挙資格者数の部局間の不均衡、工短に関する問題等があげられている。

2. 評議会における検討の経過と結論

以上のような学長制度改革についての第3次試案に対して、香月学長事務取扱は、2月18日次のような声明を発表した。

「この第3次試案は、運営諸規程及び学生の地位・参加についての試案と深い関連をもつものであり、3月と4月の間に全学の教職員並びに学生諸君によって慎重な検討が加えられるよう希望する。

学長事務取扱という変則的な事態は早く解消する要があり、学長選考規程はたとえ暫定案としても早急にまとめられることが必要である。

本学の執行機関としての最終的な責任は、本職並びに評議会にあり、各層の意見が代表者会議にもちよられた時点において、これを受けて正式な規程を作り、学長選考を実施したい。」(要旨)

これに基づいて、第3次試案に対する学内各層の意見聴取がなされた。

各部局は、この試案を個人宛郵送または直接配布し、3月から4月にかけて説明集会・専攻ないしクラス単位などの検討会・アンケートによる集計・懇談会・自治会との交渉などの方法によって意見聴取を行い、その結果を代表者会議に報告した。

5月6日、川崎代表者会議議長はこれをまとめ、香月学長事務取扱に提出した。

その各層別の意見の概要は、次のようなものである。

(1) 教官層 全般的に試案を支持する傾向が強いが、医学・工学・理学・教養の各部局には慎重論・批判論を唱える教官がいる。

(2) 職員層 各部局のほとんどの職員は、第3次試案の職員の取扱いに不満を表明し、学生参加を打出したにもかかわらず、職員参加を考えていないのは、余りにも学生対策的であるとしており、現段階では、学生参加は時期尚早で行うべきではなく、職員の参加も見合せた方がよいとの意見が多い。

(3) 学生層 各部局でいろいろな方法で意見聴取が行われたが、各部局とも回答をよせた学生は極めて僅かであった。教養・医学・薬学の部局からは回答がなかった。教育・園芸の2学部の自治会は、この案を現時点で実施することには問題があるの

第2節 学長選挙制度の改革について

で、時間をかけ、改訂して実施すべきであるとの意見をよせた。

なお大多数が不満としているのは、案作成の過程で学生が参加せず、学生側の意向をぬきにして一方的に決められ、学生の位置づけの不明確なまま結論が出されているのは不合理であるという点であった。

評議会は、このような意向をふまえて、5月学長選考に関する次のような方針を決定した。

(a) 助手 助手の選挙資格については、昭和21年の政令、現行の教授会規程、任用手続き等、法的に大学教員に準ずる扱いを受けている点や、全国国立大学の現状等から、検討すべき問題は残るが、これに選挙資格を与えるという試案の結論はおおむね妥当である。

(b) 教務職員及び附属機関の教官 教務職員・副手・無給医局員・附属学校教官等については、各部局にそれぞれ固有な複雑な事情があり、早急に結論を出すことが困難であり、これを将来の検討に委ねた試案の結論はやむえないと認めざるをえない。

(c) 事務系職員 大学の構成を教官・職員・学生の3大要素から考えながら、学生の参加を一応認め、職員の参加を見送ったことは、試案の大きな難点の一つである。

(d) 学生 学生参加を認め、その形態として学長候補適任予定者に対する排斥権を妥当なものとしているが、試案の中には学生の意向が殆んどとり入れられていないこと、大学における学生の地位・役割・権利等の問題や事務系職員の不参加との関連などの重要事項について検討が十分になされていないこと、更には、この試案を具体的に実施に移す場合にいろいろな困難が予想されること等について、試案はいささか配慮に欠けるものがあると認めざるをえない。

以上のような観点から、評議会は、第3次試案を尊重する態度に立ちながら、これを全面的に実施することは困難であるとの結論に達した。

一方、学長選考についての基本的姿勢の前提となる学長事務取扱制度の継続の可否や現行規程の扱い方についても検討されたが、学長事務取扱の変則的性格から、これを存続することは望ましくないとする意見が圧倒的に多く、また1年に近い学内各層の努力によって作られた第3次試案の成果を半歩でも実施に移すべきであるという意向も強かった。

かくて評議会は、6月5日、次の基本方針を決定発表した。

(1) 学長選考資格者の範囲について

- (a) 学長選挙に助手の参加を認める。
- (b) 今回の学長選挙に学生参加は認めない。

(c) 事務職員、附属学校教官その他の参加は認めない。

(2) 学長選挙の実施時期について

5月末～6月初めに公示を行い、6月末～7月初め（夏季休暇前）に選挙を実施する。この方針に基づいて、規程改正が行われ、学長選挙が実施された結果、相磯和嘉教授が選出され、8月1日に学長に就任したのである。

第3節 管理運営組織の改革について

本学の管理運営組織の改革については「諸規程専門委員会」が、2か月の討議を経て第1次試案を作成し、それが各部局の検討委員会・教授会での検討をふまえて昭和45年1月24日第2次試案としてまとめられた。

その内容は、およそ次のようなものである。

1. 管理運営組織の改革についての第2次試案

この試案は、評議会と教授会と部局長・学生部長の選考の3つの問題を取りあげている。

(1) 評議会の問題

評議会は、旧い総合大学では最高議決機関とされているのに、本学では諮問機関となっており、それが評議会の審議を形骸化させている根本要因となっている。

即ち本学の評議会の審議は、従来、執行の段階まで見通した責任の自覚に欠け、評議員の視野もその属する部局にとどまり、全学的問題には消極的傍観者的であり、また執行面で機能的な対応をなしていない。

このような欠点が、本学の学園紛争の拡大・深刻化をもたらしたのともいえる。

従って、その改革の基本的方向として、先ず評議会を最高議決機関と規定する要があり、これに加えて、学長の立案・執行を補佐する機関として全学的な合議体である「総務委員会」（仮称）の如きものの設置が必要である。

その他評議会に関する改革事項としては、評議員の選出を、現行の「教授会において」を「教官によって」に改め、評議員の発議権を認め、学生部長を評議員とし、規程6条1項に「教育・研究に関する事項」を加えて、多数決による自己解散の制度を設け、審議決定事項を公開すること等について提案がなされている。

第3節 管理運営組織の改革について

(2) 教授会の問題

教授会は、大学の自治の基礎的な担い手として、教員の採用・昇任の選考、学部長の選考、学生の入学・退学・卒業の認定を議決する権限をもっているが、最近では、学生の教育に対する正当な権利が確保されるような新しい大学の自治のあり方が考えられるようになった。

ところで、研究者の自治組織としての教授会の構成については、本学では、学部ごとの教授会規程によって専任講師以上を加えうることとし、その実施要領によって、人事・予算の決定権は専ら教授のみの教授会の専権としている。

しかし学校教育法第58条が定めた教授・助教授の地位区分は、旧制大学の講座制のイメージに基づくもので、教官数の不足や学問の発展・細分化、さらには学部における研究・教育の責任負担の状況からみて、現在の新制大学の実情に合っているものとはいえない。

また教授のみの教授会の専権事項とされた予算については、実質的には助教授・講師も加わる予算委員会で処理されている部局が多く、教官当り積算校費の身分による差別も撤廃される傾向がみられ、また人事についても、審査委員会を設ける部局では助教授以下の教官を参加させている例が多い。

このような実情をふまえて、教授会は、全部局均質なものとし、専任講師以上で構成し、学部の判断によっては助手を加えることもできるものとするように改正すべきである。

これに伴って、予算・人事を教授のみの教授会の専権事項とする実施要領第2項も廃止される。ことに予算の決定について、助教授以下の教官を差別する理由は全くないし、人事についても教授以外の構成員の権限を制限することによって人事の公正が積極的に保障されるものではないとして、この制限を撤廃すべしとしている。

このような構成の問題のほか、学生の試験や懲戒に関する事項、学生団体・学生生活・学生生活に関する事項に関する手続きを教官の側から一方的に定めることを戒しめ、学生の地位・参加問題の視点（第4節参照）から、教授会規程を変更するよう求めている。

(3) 部局長・学生部長選考基準の問題

本学では、教官人事は教授会実施要領によって教授のみの教授会の専権事項とされている。

学部長選考も人事である以上これによるものと解されるが、学部長の場合は、特に助教授・講師の参加が必要であるところから、「学部長選考等に関する規程」が設けら

れている。

国立大学設置法では、学部長については、それが教授であることのほか（施行規則第3条）、その選考は教授会の議に基づくことしか求められてはいない（教公4条Ⅱ項）、もし人事についての教授の専権が無くなれば、「学部長選考に関する規程」は、その存在理由を失うこととなる。

次に、学部長を含め部局長の任期は、協議会が定めなければならないが、現行規程ではかなり不統一がみられる。

現行規程では、学部長の任期3年と定められ、再任を妨げないとなっているが、これを2年とし、再任を妨げないが、引き続き4年をこえることはできないものとするよう改めるべきである。

その他の部局長の任期も同様とする。

また学生部長については、「学生部長選考基準」第3条の「本学の教授」を「本学の教授・助教授」に改めることが望ましい。

以上が「大学の管理運営組織について」（第2次試案）の概略であるが、この改革案は、現行法令の下において、評議会および教授会の組織・運営ならびに部局長の選考方法等を改革することを目的としてまとめられ、更に全学的検討を経て第3次試案が作られる予定であった。しかし昭和45年6月～7月に学長選挙が実施されて学長が選出され、11月代表者会議は、この第2次試案を学長に建議して、解散したのである。

2. 評議会における第2次試案の検討と規程改正

相磯学長のもとにおいて、新たに改革の進め方について検討され、昭和46年4月の評議会に、第1小委員会（管理運営組織）、第2小委員会（教職員・学生の厚生）、第3小委員会（研究体制）の3小委員会が設置された。

そして学長は、第1小委員会に対して代表者会議から建議された「大学の管理運営組織の改革について」（第2次試案）の検討を委ねた。

第1小委員会では、昭和46年4月以降翌年1月まで十数回の討議を重ね、また旧代表者会議及び専門委員会とも意見を交換し、第2次試案のうち、現行法の下では実現困難なものや全学的了承の得られないものを除き、できうる限り試案を尊重する建前で結論をまとめ、昭和47年1月の評議会に「大学の管理運営組織の改革に関する第2次試案について」と題する答申を提出した。

この答申について各部局の検討がなされ、その意見をふまえて一部修正が加えら

第3節 管理運営組織の改革について

れ、6月の評議会に諸規程の改正案が提案され、7月にそれが正式に承認された。

その内容は、およそ次の通りである。

(1) 評議会に関する改正

- (a) 評議会の審議事項として、新たに「教育研究の全学的な体制の整備発展に関する事項」を加え、規程改正をなす。
- (b) 評議会の運営について、その最高議決機関としての機能を認め、「評議会規程運営要領」を制定する。
- (c) その「要領」で一定の条件のもとで評議員の発議権を認め、腐敗研究所の代理出席を承認し、評議会決定事項を広報するという原則を確認する。

(2) 教授会に関する改正

- (a) 教授会の構成員は、原則としては教授であるが、学部等の実情に応じ助教授その他の教官を加えることができることとする。
- (b) 教授会の審議事項として、新たに「学部等の予算に関する事項」を明記する。
- (c) 一定の条件(1/4以上)のもとに教授会開催の請求を認める。
- (d) 従来、人事・予算については、教授のみの教授会で決定することとしていた「実施要領」を改正し、「人事については原則として」教授のみの教授会で決定することとする。

3. 部局長・学生部長の選考に関する改正

(1) 学部長選挙の資格者の範囲および選挙手続については、特に規定せず、各学部の判断に任せる。但し、学部長選考に関する学部細則は、予め学長の承認を受けるものとする。

(2) 学部長の任期3年を2年に改め、再任を認めるが、引続き4年をこえて在任することはできないこととする。

(3) その他の部局長および学生部長の任期も学部長と同じものとする。

(4) 学生部長は、本学の教授または助教授から選考するものとする。

以上の方針に基づいて、評議会・教授会等諸規程と実施要領その他の改正が行われた。

第4節 学生の地位・参加について

学生の地位・参加問題は、学園紛争において提起された重要問題であり、学内改革の諸事項に深くかかわっているが、「学生の地位・参加問題専門委員会」は、8月22日の合同専門委員会ののち、ただちに作業を開始し、約2か月にわたる会議を重ねて原案を作成したが、10月25日の代表者会議においてそれが検討され、改案され、11月11日の代表者会議において若干の補足・修正が行われて第1次試案として確認された。

この第1次試案に寄せられた各部局の意見をふまえて、専門委員会では更に検討を加え、翌年1月24日の代表者会議において第2次試案をまとめた。

その内容は、およそ次のようなものである。

この第2次試案は、「はしがき」において、学生の位置づけの問題は、大学の果すべき任務や課題、そこにおける学生の地位と役割等の明確な把握を前提としており、十分に学生の意思の反映した大学の管理・運営が行われるためには、学生はいかなる機関に、いかなる割合で、いかなる権限を以て参加するかという問題について、具体的な内容を明らかにしなければならないものであるとしている。

しかし、わが国の学生参加問題は、とりあげられて以来日も浅く、理論的な掘り下げも浅いために、その共通理解の上でかなりの隔たりがあるというのがいつわらざる実情である。従って大学改革にあたっては、一人一人が基本的な共通理解をもつよう努力することが望ましい。

次に具体的な「大学の管理・運営における学生の参加」の内容については、(1)学生の地位 (2)学生参加の範囲 (3)協議会 (4)各種特別委員会 (5)広報活動の5項目に亘って述べられている。

(1) 学生の地位

学生は、学業のために大学に入り、教官の指導のもとに研究や学習をしてゆく被教育者であるが、大学においては、大学以下の学校とは異り、その活動が自主的批判的であり、その多くは成人であり、基本的に、教官および職員と同様に大学構成員としての地位も保障されなければならない。大学の一時的利用者・通過者とする観方は改めらるべきである。

(2) 学生参加の範囲並びに協議会

それでは、このような大学自治の担い手としての学生は、いかなる仕方て大学の機

第5節 自衛官の通入学について

関に参加し、その意思を管理運営に反映させるべきであろうか。

この第2次試案によれば、教授会と自治会両者から選出された教官と学生の代表によって構成される「協議会」(仮称)という常設の組織が置かれ、そこに於て学園生活に関係深い事項について協議がなされ、具体化された案が教授会に提案されて、学生の意見が大学の管理運営に反映されることが必要である。

そこで扱ひうる事柄は、人事・予算・成績評価に関する事項を除き、(a)教官が学生に関係あると判断した事項、および教官が学生に協議する必要があると認めた事項 (b)学生の側から教官に要望や要求のかたちで提出された事項であるとして、その範囲が示されている。

(3) 各種の特別委員会

しかしこのような協議会における協議だけでは不十分な内容の事柄も出てくることが予想され、それらを専門的に協議し有効に処理するために臨時の特別委員会が必要である。これは、協議会に属するワーキング・グループとして機能し、その構成については、教官と学生3～4名ずつの代表の委員から成るものとされている。

この委員会の種別については、講義・演習・実験・実習などのあり方や内容を検討する「カリキュラム特別委員会」や、新しい処分制度を検討する「学生処分特別委員会」などがあげられている。

(4) 広報活動

このような状況下においては、学生は、教授会で審議・決定された案件の内容を知っていることが望ましく、教授会は、決定し執行しようとする事柄の内容を広報することが必要である。

以上が第2次試案の概要である。

第5節 自衛官の通入学について

1. 自衛隊・防衛庁とその附属機関およびこれらの構成員 と千葉大学との関係についての第1次試案

学内諸問題専門委員会は、本学の学園紛争の中心主題となった自衛官通入学等の問題について、8月23日から9回に亘って討議を重ねたが、主題の問題状況が各委員の

思想性に深くかかわるものであったため、委員会としての統一した報告を作ることができず、報告をAとBの2つに纏め、これに対して補足・批判・意見を記載する形の第一次試案がまとめられ、10月25日発表された。

ここでは、AとBの両報告の内容をみてみたい。

(1) A報告について

A報告の視点は、自衛官通入学のもつ問題性は、単にその通入学の可否にかかわるだけではなく、本学の現実社会の中でのあり方にかかわり、従って関係部局のみではなく、全学の教官が深い問題意識をもってこれに取り組むべきである。

即ち、(a) 国立大学における研究教育の内容は、教官の自主的な選択に任せられているが、それはその無自覚な恣意に委ねられてよいことを意味しはしない。教育基本法第10条の示すように、その選択決定に当って国民生活が提起している諸問題を主体的に受けとめ、それぞれの分野で国民に対する責任を自覚的に具体化すべきものである。

勿論そのような責任と問題意識を個々の研究教育の場で充足的に具体化するのは容易ではなく、むしろそれと実際の研究教育との間には、一定の乖離が存在するのが実情であるが、しかし、その乖離に対する緊張感が失われるならば、それは教官や大学を頹廢に導くものといわなければならない。

(b) 大学における研究教育内容を、このような自覚の上で選択決定し、大学のあり方を示すことは社会全体の治安秩序に重大な関連をもっている。それは、明治以降の大学の歴史が示す事実である。

このような視点から、自衛隊の基本的性格や、自衛隊・防衛庁・その附属機関及びその構成員と本学の関係についての具体的措置に対する見解がまとめられた。

ここでその見解の概要をみてみたい。

そもそも自衛隊は、1950年に連合軍最高司令官の指示により政令によって設置された警察予備隊に起源をもち、52年に保安隊になり、54年に防衛二法によって自衛隊となったもので、実質的にも形式的にも国民の意思を問うことなく、占領軍の指示によって設置されており、主権者としての国民の意思に支配されているとはいえない。

またその編成・装備・訓練も、米軍の強い規制下におかれ、米国の極東戦略に対する従属的な地位に立たざるをえなくなっている。

事実、大多数の法学者は自衛隊違憲説をとっている。

このような状況下に、国民への自覚的責任の下で研究教育を担当すべき大学として

第5節 自衛官の通入学について

は自衛隊・防衛庁・その附属機関との間に協力関係をもつべきではなく、自衛官通入学も、現に自衛官のもつ身分上の制約が、大学の自由な教育研究条件に沿うものでなく、そのもつ社会的意味からも認めるべきでない。

(2) B報告について

これに対して、B報告の視点は、自衛官通入学等の可否は、大学としては、自衛隊そのものについての政治的・法律的判断をぬきにして決めることが可能であり、またそうすべきであるとするものである。

一部の人は、この問題の前提乃至基礎に、自衛隊そのものの法的・政治的性格を置こうとする。

そして自衛隊が米国の極東戦略に対して従属的地位をもち、国民の意思に基礎をおかない軍隊であるとの判断を行い、多くの憲法学者が自衛隊違憲説をとっている事実を重視する。

しかし機関としての大学が、自衛隊そのものについて一定の見解をもとうとすることは、大学の理念と本質的に矛盾している。

大学は、さまざまな相異なる思想・見解が、平等且つ自由に互に討論することができる場でなければならない。従って、自衛隊合憲・違憲両説の何れも共存し、多様な評価・判断が行われることが望ましい。もし機関としての大学が一定の見解をとるとすればこれと相反する或数の意見を退けることは不可避である。

多数決原理の通用する範囲は、厳しく限定されなければならない。自衛隊についての判断は、明らかにこれに属さない。

A報告の如く、個人としての自衛官通入学等の問題の基礎に自衛隊論を置くことはまったく不必要であり、有害であるといわねばならない。

以上のような視点に立って、B報告は、委託研究の問題・自衛隊関係への就職の斡旋・自衛官の工短受験等について意見を述べている。

先ず委託研究・委託研究生等については、現況下でこれを引受けると、大学が自衛隊法の合憲性を承認する特定の政治的立場を擁護することになりかねないので、これは拒否すべきであるとする。

次に、自衛官・自衛隊関係学校の教官・貸費学生の募集事務については、他の公的機関に対する就職の斡旋の場合と区別せず扱うことが大学の果すべき当然の機能であると考える。又自衛官の工短通入学問題は、入学する学生が、大学在学の時間において、大学の自由な構成員たるにふさわしい程度にまで、自衛隊員であるが故の規制を免れ得ているかどうかを問題にすべきであり、これ以外の論究は避くべきであるとする。

る。

この視点から、一方においては、①自衛隊法違憲論 ②自衛官が労働基準法の適用を受け得ず、団結権も奪われているという事実 ③自衛官通入学のもつ社会的な意味・影響 ④戦力増強論 ⑤スパイ容疑等の論拠からこれを拒否すべきであるとする意見には反対する。同時に他方では、自衛隊法施行令第87条2項・同令第86条第5号・第87条第11号、或いは自衛隊の礼式に関する訓令第11条、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第3条等から自衛官の自治会への加入や自由な修学について疑義があるとするが、それが自衛官通入学の可否の判断の中でどの程度の重みをもつかは微妙であるとして断定的結論を差控えている。

以上のようなA B両報告の具体的処置の異同を表示すると、次のようになる。

問 題 種 別	A 報 告	B 報 告
(1) 自衛隊・防衛庁などよりの委託研究・委託研究生	引受けない	同左
(2) 自衛隊・防衛庁などの構成員の休職による学部 大学院への受験	(1)に準じて扱う	同左
(3) 自衛隊貸費生・自衛官募集	協力すべきでない	他の公的機関と同じ
(4) 自衛隊・防衛庁などからの講師・研究員の委嘱 大学よりの派遣	認めるべきでない	同左
(5) 工短への自衛官の受験	説得し思いとど まらせる	法理上可否いず れも成立

この委員会報告についての各部局の意見は、A報告の趣旨に多数の支持をえた人文・理学・教養と、B報告の趣旨に多数の支持をえた教育・医学・薬学・留学生部と、結論を決め得なかった工学・園芸・腐研・工短の3つに分れた。

代表者会議は、このような各部局の意見をまとめ、12月13日評議会に提出したが、その具体的措置の結論は評議会によって決定された。

2. 評議会の自衛官通入学に対する見解

さて一方、評議会としては、かねてこの問題に対処する態度を明らかにする必要に迫られていたのであるが、このような形で試案がまとめられ、その見解が示された以上、それが明白に、かつ著しく大学の運営上支障があると判断されない限り、これを尊重すべきであるとし、大学としてこの問題に関連してとるべき措置・方針を次の通りとし、昭和45年1月24日これを公表した。

第6節 医学部における改革について

- (1) 自衛隊・防衛庁などからの委託研究・委託学生は原則として引き受けるべきではない。
- (2) 自衛隊・防衛庁からの講師・研究費の委嘱、本学からのこれらの派遣は原則としては認めるべきではない。
- (3) 工業短期大学部への自衛官通入学は、千葉大学自体にも関係する重要な問題になっているが、工業短期大学部への自衛官通入学には種々の問題はあるにしても、受験資格は否認できない。

なお、工業短期大学部への自衛官通入学に関する具体的措置については、工業短期大学部の自主性を尊重したい。

- (4) 自衛隊・防衛庁などの構成員の大学院受験、自衛隊貸費学生選考、自衛官募集に大学として協力することの可否については、大学の統一した方針を決定することは将来の課題として残し、当面関係各学部の判断を尊重して決定するのが妥当である。

以上のようなものである。

第6節 医学部における改革について

亥鼻地区における紛争の経過の中から、このままでは研究・教育・診療は大幅に遅滞し、ひいては大学としての社会に対する責任が果せなくなるので、この事態をなんとかして改善し、大学をあるべき姿に戻さなくてはならない、とする反省が学部内の所々方々から起りはじめた。

昭和44年10月、教授会・助講会・助手会代表各5名が病院3階会議室に集まり、学部運営の新しいあり方についての検討会をもつための世話人会が開かれた。その会議には、更に無給医の会より5名、オブザーバーとして、基礎技術員会・医学部事務職員・検査技師会・放射線技師会・婦長会・看護婦会・薬剤部より1～2名（その後、病院事務職員・44研修団体も参加した）、ほかに傍聴者として青医連基礎無給医連絡会、そのほか1、2の医局員や学生も個人の資格で参加したが、学生自治会は呼びかけにもかかわらず、全く出席するものがなかった。

この会は1週1回朝8時～10時に病院3階会議室で行われ、昭和45年8月13日まで休むことなく続けられた。

まず、医学部運営の現状分析が行われ、(1)医学部の意思決定は教授会において行わ

れているが、教授が必ずしも構成員全員の意思を把握しているとは考えられないケースがあること (2)医学部の意思決定に関して重要な位置を占めている委員会の意向が、教授会で必ずしも尊重されない例があったこと (3)概算要求をみると、長期計画に基づくビジョンが稀薄であることなどが指摘された。

そして今後のあり方として医学部の意思決定にかかわる組織や運営に関する理想図の作成が計られることとなった。

このため、医運検内のワーキング・グループとして人事・教育・病院運営の3小委員会をつくり、それぞれ作業を開始した。人事小委員会は教授・学部長・学長の選考案について審議を行い、教育小委員会は学部のカリキュラム・卒後教育(大学院・臨床研修)などにつき、病院運営小委員会は病院と医学部との関係、診療体制などにつき、当時別途に行われていた新病院検討委員会とも連絡しながら、それぞれ審議を重ねて本検討会に報告した。

一方、医運検の本検討会では、これとは別に医学部意思決定機構について討議が進められた各層より意見をもちより、その一々について討論したが、結局教授層の提出した委員会案と助手会の提出した評議会案と無給医の会の提出した最終審議機関とが対立することとなった。

また人事小委員会の答申のうち、教授選考に関するものは、本検討会で難航し、結局A・B両案併記で教授会に提出し、教授会は、医運検では少数意見であったB案を採択した。

このことに関し、助講会・助手会は不満でもあるがやむを得ないとしたのに対し、無給医の会は、これは医運検の存在自体を形骸化するものとし、昭和45年8月13日の検討会の席上で宣言文を読み上げて退席した。

その後、議長団の再々の説得にもかかわらず、無給医の会は、ついに同一の卓を囲むに至らず、昭和46年1月、医運検は事実上消滅したのである。

このように医運検は多くの期待を集めて出発し、多大の努力が重ねられたにもかかわらず、やや尻きれとんぼのようになった。しかし、この中から再建への手掛りは、いくつかは得られたのである。

委員会制度についてみてみよう。

医学部には以前から委員会があり、その構成は主として教授の委員から成り、それに助講会員も参加しているという程度のものであったが、前記医運検発足の少し前、委員会の意向を教授会が無視したとして、助講会の委員の総引上げが行われた。時あたかも学内騒然として居り、教授会は孤立した形となったが、取りあえず教授会内委

別表

員会をつくってこれに対処することになった。当時の常置委員会には総務・教務・大学院教務・卒後・学生相談・対外交渉・図書の7委員会に新たに広報委員会を加え、とにかく急場をしのごこととなった。

しかし、委員会制度の本旨は、少なくとも学内全体の教官がこれに参加し、衆知を寄せ合って学部の運営を円滑にすることにあり、この意味から教授会委員会ではない医学部委員会を確立する必要があった。そこで種々の働きかけを行った結果、「委員会の意思は教授会の審議にあたり、十分に尊重されるものとする」という条件の下に、助講会がまず参加の意を表し、ついで助手会も参加することになった。そこで、「委員会内規」を作成する委員会が教授会3・助講会3・助手会3、計9名の委員をもって昭和49年に発足した。

委員会は約1年の検討の後、昭和50年夏、千葉大学医学部委員会暫定規程を作成し、9月の教授会でこれが承認された。その暫定規程での常置委員会は、総務・予算長期計画・広報・教務・大学院教務・卒後指導・学生相談・渉外・実験動物・R I管理・図書の12委員会で、その構成・分掌事項などについて定め、そのほか更に特別委員会・臨時委員会についても定め、その上に申し合せ事項をも付帯したものである。この規程は委員会の議により、同年9月1日から1年間実施し、その実施状況により本規程とするというものであった。

表10-1 西千葉地区各種委員会構成メンバー

(1) 学長制度専門委員会	尾崎行雄(工短)
飯田朝(教育)(委員長)	大山正(人文・評議員)
宮崎元夫(園)(副委員長)	村上正康(教養・評議員)
清水川繁雄(人文)	
石田周三(理)	(2) 大学運営諸規程専門委員会
松本胖(医)	尾吹善人(人文)(委員長)
福岡英平(薬)	畝本力
橋本栄久(工)	(腐研)(副委員長)
南田正児(教養)	鈴木健二(教育)
前田四郎(留)	浅井晃(理)
新井正(腐研)	永野俊雄(医)

仲井由宣(薬)
渡辺鋼市郎(工)
宮本正之(園)
鈴木春男(教養)
坂田種男(留)
志茂主税(工短)
永沢勝雄(園・評議員)
上野栄雄(教養・評議員)
笥弘毅(医・評議員)

(3) 学生の地位・参加問題専門委員会

椎名萬吉(教育)(委員長)
遠藤龍二
(教養)(副委員長)
青木孝悦(人文)
川崎昭一郎(理)
桑田次男(医)
倉田是(工)
飯田格(園)
藤原喜久夫(腐研)
富沢俊昭(工短)
玉木英彦(理・評議員)
高田周三(工・評議員)

(4) 学内諸問題専門委員会

小山正明(人文)(委員長)
掛下伸一(理)(副委員長)
宇佐美寛(教育)
大谷克巳(医)
原田正敏(薬)
鈴木邁(工)

広保正(園)
寺門泰彦(教育)
清水潮(腐研)
加藤徳治(工短)
間二郎(工短)
近藤精造(教養・評議員)
仲田光(工短・評議員)

(5) 改革準備委員会

川崎昭一郎(理)(世話人)
分島拓
(工・評議員)(世話人)
竹内長士(教育・評議員)
木内信敬(教養)
宮本正之(園)
加藤三郎(教育)
飯田朝
(教育・学長制度委)
尾吹善人
(人文・大学運営諸規程委)
小山正明
(人文・学内諸問題委)
椎名萬吉
(教育・学生の地位参加問題委)

(6) 改革検討委員会代表者会議

川崎昭一郎(理)(議長)
木内信敬(教養)(副議長)
宮本正之(園)(幹事)
加藤三郎(教育)(幹事)
尾吹善人
(人文・大学運営諸規程委)

別表

原田 敬一 (人文)
市原 権三郎 (教育)
中務 幸雄 (理)
橋 正道 (医)
岡林 篤 (医)
米沢 利英 (病)
渡辺 昌平 (病)
日野 亨 (薬)
村越 勇 (薬)
橋本 栄久 (工)
倉田 是 (工)
飯田 格 (園)
細井 輝彦 (教養)
前田 四郎 (留)
坂田 種男 (留)
林 誠 (腐研)
蟹沢 成好 (腐研)
成田 寿一郎 (工短)
阪口 富弥 (工短)
分島 拓 (工・評議員)
竹内 長士 (教育・評議員)
飯田 朝
(教育・学長制度委)
小山 正明
(人文・学内諸問題委)
椎名 萬吉
(教育・学生の地位参加問題委)